

令和7年度 第2回 宇都宮市民遺産会議

次 第

日 時： 令和8年2月25日(水)
午後3時～午後4時30分
場 所： 宇都宮市役所16階 16B会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議の成立について

4 会議の公開・非公開の決定

5 報告事項

(1)第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について……………【資料1】

6 協議事項

(1)令和7年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について……………【資料2, 参考1・2】

7 その他

8 閉 会

宇都宮市民遺産会議 委員名簿

役職	氏 名	所 属	備 考
委 員	三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
委 員	高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	学識経験者
委 員	小柳 真弓	栃木県立博物館 学芸部人文課 特別研究員	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 歴史資料
委 員	大澤 慶子	文星芸術大学 教授	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
委 員	大嶽 陽徳	宇都宮大学地域デザイン科学部 助教	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 建造物
委 員	小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 会長	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
委 員	梁木 誠	栃木県考古学会 顧問	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員副委員長 考古資料・史跡
委 員	林 光武	栃木県生物多様性アドバイザー	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 天然記念物
委 員	小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	歴史文化関係団体
委 員	安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
委 員	松本 泰宏	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
委 員	大町 浩美	株式会社下野新聞社 編集局報道部 文化芸術担当部長	報道機関

【事務局】

宇都宮市魅力創造部

手塚部長

文化都市推進課

石川課長, 小林課長補佐

文化財保存活用グループ

星野係長, 岡本副主査, 小曾戸主任, 須永主任主事

会議名	令和 7 年度 第 1 回宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場所	令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）午後 2 時～午後 3 時 3 0 分 宇都宮市役所 7 階 農業委員会室
議題	1 開 会 2 魅力創造部長あいさつ 3 会議の公開・非公開の決定 4 報告事項 （1）令和 6 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について 5 協議事項 （1）令和 7 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について 6 その他 7 閉 会
出席者氏名	三橋伸夫会長，小柳真弓委員，小川聖委員，梁木誠委員， 林光武委員，小松俊雄委員，安藤正知委員，松本泰宏委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 （公開部分に限る）	0 名
非公開の理由 （非公開の会議に限る。）	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については，当該懇談会における意見聴取を経て宇都宮市で審議される意思形成過程にある情報であり，現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより，市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり，審議に支障を生じると認められるもの（宇都宮市情報公開条例第 7 条第 5 号）であるため。
発言の要旨 3 会議の公開・非公開の決定 事務局：本市では，「附属機関等の会議の公開に関する要領」により，会議の公開と議事録の公表を原則としているが，本日の 5 協議事項「（1）令和 6 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について」は，本会議における意見聴取を経て，宇都宮市で審議される，意思形成過程にある情報でありますことから，非公開としたい。 全会一致で承認 4 報告事項 （1）令和 6 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定結果について 事務局：2 件認定。 5 協議事項 （1）令和 7 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について 会 長：2 件の協議案件がある。1 件ごとにご意見をいただいていく。	

① 徳次郎 智賀都神社の夫婦けやき

委員： このけやきは昭和29年に県指定天然記念物になっており、学術的に貴重であるとともに、地域にとっても大切な財産として受け継がれてきている。最近でも、講演会や地域巡りなどけやきを中心とした活動がされている。地域のシンボルとして、また、市民にとっても貴重な財産でもあるので、認定に向けて前向きに検討していただきたい。

委員：すでに県指定天然記念物になっているため、学術的価値については問題ないと思う。このような大木は数が少ないため、いろいろな地域で信仰の対象として御神木にもなっており、智賀都神社でもそのような位置づけになっている。少なくとも絵図で江戸期からあることが確認できる。

キャッチフレーズとしての「日本一」とすることについては、妥当性を検討する必要があるかもしれない。活動については、新たな取り組みもあるようなので続いていくことを期待したい。

会長： 樹齢の正確さやPRをしていく上で日本一の表現の妥当性についての話がありました。地元では、いつから日本一というような表現を使っているのか。

事務局： 40mを超える樹木としてはほかにもあると思うが、それが2本あることが他の地域にはないものと考え、日本一という表現をしていると聞いている。

委員： 資料にある枝の写真に携わっており、年輪年代法できれいに飢きんの際は年輪が短くなっているというのを見てとても感動した覚えがある。

智賀都神社の森とけやきが一体となって景観をなしているので、けやきだけでなく、神社全体の景観として広く守っていくことも検討したほうがいいのではないかな。

会長： けやきを含む神社の境内など全体を含むようにできないかという意見がありましたので、2本のけやきの保存だけでなく、全体を考えることが地域にとっても良いのではないかと思いますので申請団体と協議することを事務局にお願いしたいと思う。

委員： 資料には、同地区に同じような木がもう1本あり、日本一のけやきの里という表現もある。夫婦けやき自体は素晴らしいもので認定に向けて異論はないが、他のけやきも含め、地域全体として考えていく可能性もあると思う。

会長： 遺産の範囲を拡張することも視野に協議していただいても良いのかもしれない。

委員： 校歌に大櫓という言葉があるが、夫婦けやきという呼び方は聞いたことがない。いつ頃から夫婦けやきという呼び方がされているのか。

会長： 申請された名称について、改めて協議・確認をする。2本のけやきだけでなく、それを含めた境内（叢林）として、さらには広げて里として考えるのはどうか。

日本一という表現、樹齢の正確性について、引き続き検討していただきたい

い。

この２点について、申請団体とご協議いただきたい。

② 戊辰戦争関連遺跡群（幕田・安塚の戦い）

委員： ２０年ほど前の地元の中学校生徒には、これらはほとんど知られていない状況だった。そういった状況があった中で、このような申請があったことが非常にありがたい。その当時は、荒れている状況が見られたが、現在は、きれいに整備されている。戊辰戦争は、安塚の戦い、六道の戦いと一連の戦いのため、ここだけでなく全体としてとらえられるとありがたい。六道の墓がある西原地区とうまく連携して、遺産が大切という機運を高めていけると良いと思う。

会長： 遺跡群としては、碑だけではなく、いくつかあると良い。地域を超えたつながりについてどのように考えていくか。道路計画の関係で、六道の遺産の滅失の恐れもある。

委員： 幕府軍と政府軍の戦いがあったという歴史的事実を継承するものであり、幕田だけでなく、六道や光琳寺などいくつかあるので、まとめて認定という形も一つの方法として検討してもらいたい。

会長： 他の地域にもある関連したものをまとめて認定することができないかを事務局に検討していただきたい。また、申請としては群という形になっているが、調書では、幕田・安塚の碑が中心となっているため、申請団体と協議が必要と思われる。また、来年度以降、関係する戊辰戦争に関連する他の地域から申請が出てきた場合の対応など考えなくてはならない。

委員： 名前が書いてある墓碑として貴重であるものが、風化などで文字が読み取れなくなってしまうことが今後あるのではないか。

会長： 墓碑の石材・材質はどのようなものか。今後認定された場合には、雨風をしのげるようなものを追加で用意することは可能なのか。

事務局： 総合型の管理費内で、収蔵庫という扱いで補助の対象とする可能性がある。

会長： 全額ではないため、申請団体と協議にはなるが、制度が活用できる可能性がある。

委員： 名称が遺跡群となっている。墓碑がある部分は、はっきりとしているが合ノ畑墓地の場所を含め、遺跡群という認識でいいか。墓地の場所が特定できるのか。

会長： 申請団体と確認していただき、調書の記載を調整する必要があると思う。合ノ畑墓地が推定という形でも特定できれば、名称として遺跡群とすることができると思う。

委員： 地区内小学校の地域学習で挙げられているところが遺跡群となっているところかと思う。他の地域の戊辰戦争関連のものが思い浮かぶため、名称の

前後に姿川地区のというような言葉が入ると良いのではないかと思います。

資料に当時は悪者とされた賊軍戦死者という記載については、旧幕府軍新政府軍というような表記が一般的なため、見直してもらえればと思う。

事務局：申請団体と協議の上、表現については検討したいと思う。
これまでの話の中で、保存について話題となったが、具体的な方法としては、拓本を取るのも一つの方法として考えるで良いか。

会長：墓碑の劣化具合の鑑定を踏まえて上での対応が必要になる。

事務局：資料としては、申請団体からの資料が中心のため、文化都市推進課として資料を記録することを考えていきたいと感じている。どのように残していくか、アドバイスをいただければと思う。

会長：現地調査をして、判断を仰ぐ形でどうか。
名称について、幕田安塚の戦いとなっているが、歴史的に定着した言い方なのか。

委員：安塚の戦いの表記がほとんどだが、地元の方の思い入れもあってではないか。姿川地区という表記をいれて強調するのはどうか。

会長：姿川地区における戊辰戦争関連遺跡群という名称にしてはどうか。
事務局の方で、墓地の場所なども含め、再度確認していただきたい。

事務局：具体的な場所や内容、地区内小学校で実施している地域学習の状況も含め調べていきたい。

委員：戊辰戦争関連のものが地区内にある学校同士での交流に今後つながっていくとうれしい。

会長：墓石の現地確認、劣化状況、石材の確認、さらには制度として収蔵庫（建屋）の建設の意向など現地での確認。また、名称について協議していただき修正があれば対応していただきたい。

6 その他

会長：市民遺産会議の進め方、申請、候補などについての委員の皆様から、意見や提案があればお願いします。

申請件数が、少なくなっていることが気になるが、認定することで同じような歴史文化資源を持つ、他地域に波及していくことを期待する。

では、現地調査については、日程調整をしていただいて、専門の委員に対応いただければと思います。

今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

事務局：今後のスケジュールについては、現地調査は日程が決まり次第、委員に連絡するようにいたします。令和8年1月に第2回市民遺産会議、令和8年2月に宇都宮市民遺産認定を予定しております。

その他の事項

調書 No.	タイプ	名 称	概 要	認定基準 ◎は必須項目，●はいずれかが必須，－は対象外 ○は必須ではないが備えることが望ましい項目									総合評価		
				①地域の愛着 ・親しみ			②歴史文化資源の価値				③活動の内容				
				継承 状況	地域 意思	管理 状況	歴史的 経緯	地域 風土	世代 継承	現物 本物	活動	コミュ 活性化			人材 育成
1	総合型	徳次郎智賀都神社の 夫婦けやき	徳次郎に鎮座する智賀都神社には、奈良時代の創建時に植えられたと伝わる2本の大きなケヤキが智賀都神社の御神木として、大切にされてきた。寄り添うように立つ姿から、「夫婦けやき」と呼ばれるようになり、この夫婦けやきを「富屋の宝」として再認識し、夫婦けやきを核としたまちづくりプロジェクトが始動した。	◎	○	○	●	●	◎	◎	◎	●	●	昭和29年に栃木県指定天然記念物に指定され、樹高は2本とも40mあり、2本ともに巨木である。また、享保元年（1716）の絵図を原本とする『日光道中分間延絵図』に智賀都神社参道入口に当該樹木と思われる一対の大木が描かれており、古くから地域に親しまれていると思われる。 同プロジェクトは富屋地区市民センター等と連携した活動を行っている。令和7年11月には富屋地区市民センターを会場に関連する企画展や講演会を行うとともに、日光街道沿いにのぼり旗を設置するなど積極的な活動を行っている。	適
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓					

調書 No.	タイプ	名 称	概 要	認定基準 ◎は必須項目，●はいずれかが必須，－は対象外 ○は必須ではないが備えることが望ましい項目									総合評価		
				①地域の愛着 ・親しみ			②歴史文化資源の価値				③活動の内容				
				継承 状況	地域 意思	管理 状況	歴史的 経緯	地域 風土	世代 継承	現物 本物	活動	コミュ 活性化			人材 育成
2	総合型	姿川地区の 戊辰戦争関連 遺跡群	「姿川地区の戊辰戦争関連遺跡群」は、戊辰戦争の攻防戦の一つ、姿川を挟んで展開された「幕田・安塚の戦い」を伝える歴史的な遺跡であり、その中には、旧幕府軍の会津藩の若き戦死者を悼み、当時の幕田村民が建立した「戊辰戦争の碑『戦士死十七名霊』」を中心に、合ノ畑墓地や旧幕府軍本陣跡、樋口城跡など関連する場所を姿川第一小学校6年生対象に現地での解説を交えた校外学習支援を行っている。	◎	○	○	●	●	◎	◎	◎	●	●	『姿川村史』（明治40年発行）によると、旧幕府軍の戦死者たちの遺体は地元住民たちによって集められ、旧栃木街道西側にある合ノ畑墓地に埋葬されたとされている。その後、明治13年（1880）12月20日に無縁者供養として、坂本藤三郎をはじめ11人の村の有志によって現在地にこの墓碑が建てられたと記載があることから、市内にある戊辰戦争関連の文化財として貴重なものであると考えられる。 歴史と文化の会により歴史展を開催するとともに、毎年地元小学校児童への地域学習支援も行っていることから、地域に親しまれ大切に保存継承されていると考えられる。	適

令和 7 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について

1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

（1）認定基準（要綱第 5 条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
 - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
 - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする。

（2）評価の視点について

参考 2

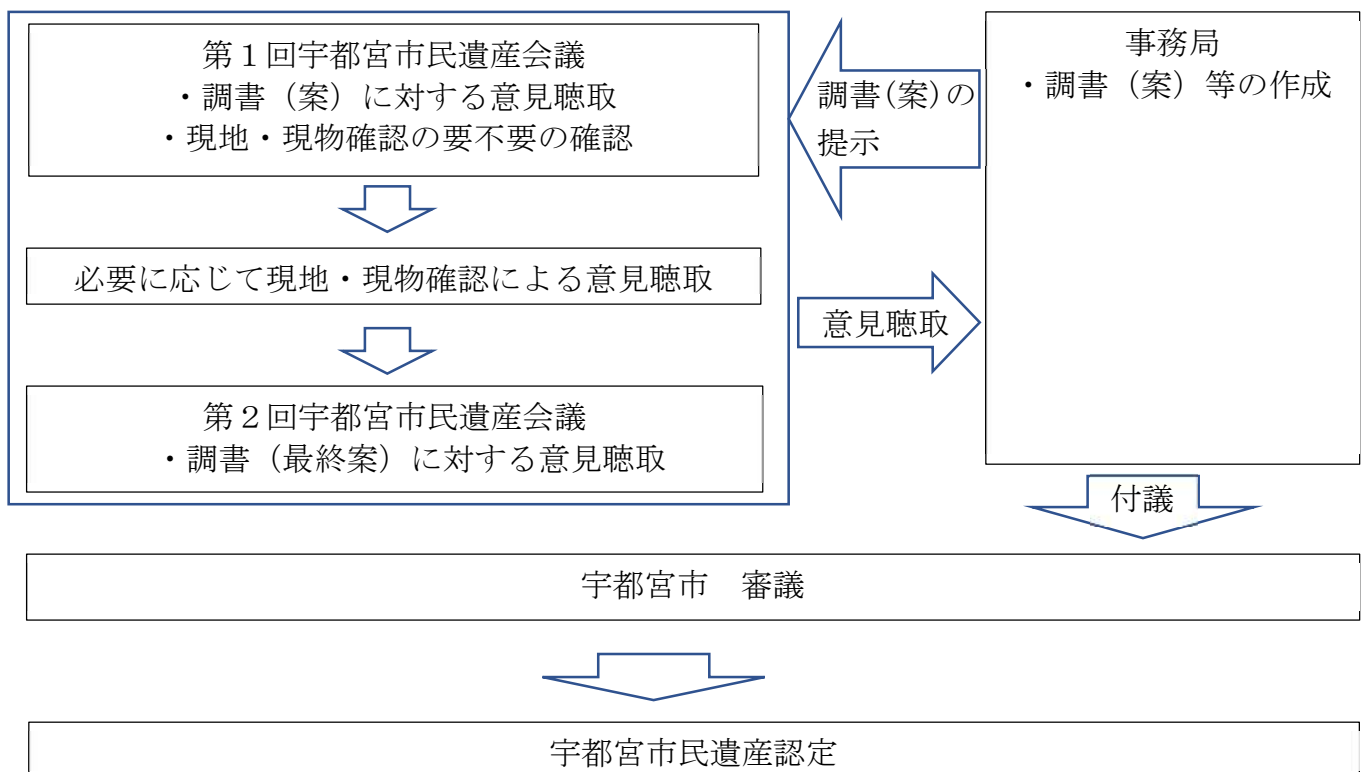
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第 19 条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

2 審査及び意見聴取の進め方について

（1）進め方について

認定における意見聴取については、会議を 2 回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

宇都宮市民遺産会議



3 令和7年度認定審査案件の評価について 資料2

→「令和7年度 宇都宮市民遺産制度認定審査の評価（案）」及び「令和7年度宇都宮市民遺産 調書（案）」のとおり

4 今後のスケジュール

令和7年	2月	宇都宮市民遺産認定（宇都宮市で認定）
	3月	宇都宮市民遺産認定式を予定
	4月	補助事業等を開始

認定基準

【評価の視点】

要件	評価の視点	評 価 内 容	総 合 型	資 源 型
① 地域の愛着・親しみ（市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・思い ・個人の思いではなく、地域の人々の思いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること	市民や地域による継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
② 歴史文化資源の価値				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を越えて受け継がれているものであること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を越えた継承	・世代を越えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 （1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。）	◎	◎
現物、本物であること	・現物、本物であること	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
③ 活動の内容（総合型のみ）				
【要綱第5条】 地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものであること	・歴史文化資源を核とした活動であること	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティの活性化に資する活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するものとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目、●はいずれかが必須、—は対象外
○は必須ではないが備えることが望ましい項目